

ご存知ですか？「学生納付特例制度」

4月より平成24年度学生納付特例申請受付開始！

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額（118万円）以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



①窓口での申請に必要なもの

- ・平成24年度有効の学生証（コピー可）、または在学証明書
- ・認印（本人が署名する場合は不要）
- ・年金手帳
- ・前年中に退職されて学生になられた方は、雇用保険被保険者離職者票等（「ブルー可」）

②ハガキ形式の申請書で申請する場合

前年度に学生納付特例申請が承認された方で、翌年度以降も引き続き在学予定の方には（日本年金機構が把握している方に限る）、ハガキ形式の申請書が3月下旬に送付されます。

申請者記入欄へ必要事項を記入して返送してください。

※学生証、在学証明書の添付は不要です
※在学する学校が変わったときや、ハガキが送付されなかった場合は、市

役所年金係窓口で申請を行ってください。

※ハガキはできるだけ4月中に返送してください。

★学生納付特例の承認期間は4月（または20歳誕生月）から翌年3月までとなりますので、申請手続きは毎月必要です。

★卒業、退学により学生でなくなった方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、「若年者納付猶予制度」や「保険料免除制度」があります。年金係窓口へご相談ください。

保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残ったり、死亡した場合に、障害年金や遺族年金を受けることができなくなる場合があります。

なお、学生納付特例が承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、**年金額には反映されません**。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることのできる「追納制度」を利用されることをおすすめします。

追納制度

保険料免除や納付猶予などで承認された期間は、10年以内（例えば平成24年4月分は平成34年4月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっています。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。加算額が低く済むよう、お早めに追納することをおすすめします。

★追納は保険料が高くなることもありますが、とても安くなることはありません。学生であっても経済的に余裕がある場合は、学生納付特例を利用せずに保険料を納めることをおすすめします。

国民年金保険料

～平成24年4月から～

【保険料】

月額14,980円

【老齢基礎年金受給額】

年額786,500円

（40年間納付した場合の満額）

